

事業復活支援金 申請期間：1月31日～5月31日 (個人事業者には最大50万円・法人には最大250万円を給付)

国では、新型コロナウイルスの影響で売上が減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業の継続・回復を支援するための支援金を給付します。

申請に当たって必要な事前確認については、会員事業者であれば本会でもできます。

☆給付対象

対象期間のいずれかの月と基準期間の任意の同じ月を比較して売上げが減少していること

○対象期間

令和3年11月～令和4年3月

○基準期間

①平成30年11月～平成31年3月

②令和元年11月～令和2年3月

③令和2年11月～令和3年3月

※ 例：令和3年11月と令和元年11月
令和4年2月と令和3年2月など

○売上減少割合

50%以上 又は 30%以上50%未満

☆給付額

基準期間の売上高－対象月の売上高×5カ月
(5か月分)

☆給付上限額

○売上減少率が50%以上の場合

法人(年間売上高1億円以下) 100万円

法人(11億超5億円以下) 150万円

法人(年間売上高5億円超) 250万円

個人事業者は50万円

○売上減少率が30%以上50%未満の場合

法人(年間売上高1億円以下) 60万円

法人(11億超5億円以下) 90万円

法人(年間売上高5億円超) 150万円

個人事業者は30万円

☆売上減少理由がコロナ禍の影響であること

※ 例

＊国や市町村による休業・時短等の要請

＊顧客や取引先の休業・時短営業等

＊コロナ禍による消費者の外出・移動の自粛

＊コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限など

※ 対象とならないケースの例

×売上計上基準の変更や取引時期の調整で
売上げが減少している場合

×要請等に基づかない自主休業や時短営業など

☆申請の流れ

①仮登録「申請ID」取得

②必要書類を準備

基準期間の属する事業年度の確定申告書、
対象月の売上台帳、その他

③登録確認機関による事前確認

不正受給や給付対象の誤解予防のため
登録確認機関とは

税理士、中小企業診断士、行政書士
商工会、商工会議所 など

※登録確認機関は給付対象かどうかの判断は
行えません。事前確認の完了で給付対象の
決定とはなりません。

④申請用のWEBページから各自で申請
支援金事務局ホームページ

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

又は「事業復活支援金」で検索

☆申請サポート窓口 要予約

オンライン申請が困難な方向けのサポート会場
盛岡市「マリオス18階」

電話予約窓口(事業復活支援金コールセンター)

0120-789-140 IP電話専用03-6834-7593

退会された事業所

次の事業所が退会されました。これまでのご協力に感謝いたします。

大崎商店さん

田野畑ドライクリーニング店さん

忘れないで!!申請準備 消費税インボイス制度の 事業者登録

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは、仕入税額控除（課税売上から課税仕入に関する消費税を控除すること）を受けるために、「インボイス＝適用税率や税額の記載を義務付けた請求書」によって消費税を計算し納付しましょう、という制度です。

この制度が令和5年10月1日から始まります。

「インボイス＝適格請求書」を発行するためには、「適格請求書発行事業者」の登録が必要です。

登録を受けるためには、令和5年3月31日までに登録申請書を仙台国税局に提出しなければなりません。

登録はe-taxによる手続きでもできます。

e-taxで申請するためには【マイナンバーカード】が必要になります。

☆インボイス「適格請求書」を詳しく言うと

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

☆売り手側と買い手側のそれぞれの義務

【売り手側】

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（ま

た、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

【買手側】

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

☆消費税課税事業者は

事業者を相手にした取引のある方は登録したほうがいいでしょう。

☆消費税免税事業者は

①登録したほうがいい方

事業者相手の取引のある方は、現在、年間の課税売上高が1,000万円未満の「免税事業者」であっても登録したほうがいいでしょう。

「免税事業者」のままではインボイス制度から除外されますので、取引相手から求められても「適格請求書」を発行することができません。

②登録しなくてもいい方

取引相手が「適格請求書」を必要としない個人や一般消費者だけの場合は、免税事業者のままでも特に支障はないようです。

☆経過措置

免税事業者が商取引から排除されることのないよう、免税事業者からの仕入等についても、一定割合を掛けた金額だけ仕入税額控除が可能となる経過措置があり、ただちに影響が発生するわけではありません。

○令和5年10月1日～同8年9月30日

仕入税額相当額の80%

○令和8年10月1日～同11年9月30日

仕入税額相当額の50%

※インボイス制度の登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。